平成２２年（フ）第１７９号
大阪府貝塚市畠中２丁目15番１―106号
債務者　大西　美佐
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番95―304号、前住所大阪府泉北郡忠岡町北出３丁目２番５号
債務者　左藤　法真
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番40―306号
債務者　大野　高司
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番40―306号
債務者　大野　律子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅３棟506号
債務者　古川　晴彦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
大阪府阪南市和泉鳥取734番地の１自然邑110号
債務者　和田万利子こと　劉　万利子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
大阪府阪南市石田600番地６―13棟407号
債務者　松山　良一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
大阪府貝塚市石才530番地８ベースワン貝塚407号
債務者　濵口　真次
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
大阪府和泉市寺門町１丁目13番12号高橋マンション101号
債務者　川添　友樹
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2917番地
債務者　古荘　和司
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2917番地
債務者　古荘　有佐
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
大阪府和泉市一条院町79番地の８
債務者　横尾　良一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
大阪府和泉市一条院町79番地の８
債務者　横尾　春雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
大阪府岸和田市箕土路町３丁目８番14号
債務者　山下　君子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
大阪府泉南市樽井４丁目28番23―Ｂ102号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地74棟203号
債務者　藤田智津子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
大阪府岸和田市池尻町508番地の５
債務者　薗田　博行
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
香川県高松市香川町川東上2219番地２
債務者　香西　善子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係